



平成30年度

# 事業計画書

自 平成30年4月 1日  
至 平成31年3月31日

一般社団法人北海道食産業総合振興機構  
(フード特区機構)

## < 目 次 >

I	概要	2
II	平成 30 年度の取組内容	3
1	一次産業と企業との連携促進等	3
2	研究開発基盤の拡充支援	3
2-1	北海道食品機能性表示制度（ヘルシーD o）の普及啓発等支援	3
2-2	食品試作・実証・製造プラットフォームの利用促進と運営	4
3	輸入代替事業等への支援	4
3-1	植物工場クラスターの形成支援	4
4	輸出拡大に向けた商流・物流の構築・拡充への支援	5
4-1	東アジア・東南アジア	5
4-2	中東イスラム圏（アラブ首長国連邦(UAE)）	6
5	業務等の見直し	7
III	フード特区の統括・管理（マネジメント）	8

## I 概要

- (1) 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区（以下「フード特区」）の目標
- 数値目標（5年間の増加目標）は輸出・輸入代替額 2,600 億円。2,600 億円の内訳は輸出 600 億円、輸入代替 900 億円、インバウンド 1,100 億円。
  - 主なプロジェクトとその KPI（重要業績評価指標）は以下のとおり。
    - ・一次産業と企業との連携促進等による食産業の競争力強化プロジェクト  
＜KPI＞一次産業と企業との連携プロジェクト数：5年間で 25 件
    - ・「食の臨床試験システム」を核とした食の高付加価値化の研究・製造拠点の集積促進プロジェクト  
＜KPI＞機能性素材の新規研究開発プロジェクト数：5年間で 100 件
    - ・海外需要獲得（海外を相手に稼ぐ）プロジェクト  
＜KPI＞輸出に必要な国際認証・登録等数：5年間で 50 件
- (2) 一般社団法人 北海道食産業総合振興機構（以下「当機構」）の役割
- 当機構は「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域において、食品の高付加価値化等による商品開発、生産拡大及び販売促進のため、産学官及び地域間連携を推進し、食品生産体制の強化及び食関連産業の発展、延いては国際競争力の強化の実現を図る」ため、自主事業の実施及び国や北海道の委託事業や補助事業を活用し、フード特区のマネジメント機関としてフード特区の目標達成に貢献する事業を行う。
- (3) 平成 30 年度 of 取組み
- 平成 30 年度は以下を重点に取り組む。
- ①「一次産業と企業との連携促進等」については、産業連携推進オフィスにおいて、連携ニーズの発掘・プロジェクト化を重点的に取り組む。
  - ②「研究開発基盤の拡充支援」については、北海道食品機能性表示制度（ヘルシーD<sub>o</sub>）に関する認知度向上を図るほか、食品試作・実証・製造プラットフォームを活用して企業間のマッチングによる新商品の開発支援に取り組む。
  - ③「輸入代替事業等への支援」としては、植物工場クラスターの形成支援のため、北海道拠点等においてこれまで得られた知見等を活用して全道展開を図る取組みを行う。
  - ④「輸出拡大に向けた商流・物流の構築・拡充への支援」としては、東アジア・東南アジア及び中東イスラム圏への輸出について商流・物流網の構築・拡充の支援に取り組む。
  - ⑤平成 33 年度のフード特区の計画期間終了を展望した業務等の見直しについて、社員及び当機構の 7 者で構成する「あり方検討会議（仮称）」を設置し、当機構の業務等の見直しや移管の進め方等を検討する。

以下に、平成 30 年度の具体的な取組内容を記載する。

## II 平成 30 年度の取組内容

### 1 一次産業と企業との連携促進等

#### (1) これまでの経過

平成 29 年度に産業連携推進オフィスの業務の流れ（連携ニーズの発掘→プロジェクト化促進→プロジェクト創出→評価・広報）を確立し、プロジェクト化に向かう連携ニーズを 14 件選定した。

#### (2) 取組内容

##### ①考え方

フード特区の目標（KPI）である「一次産業と企業との連携プロジェクト数 5 年間で 25 件」の達成に貢献していく。

##### ②具体的な取組内容

- ・平成 29 年度に相談があった案件について引き続き支援を継続するとともに、選定した 14 件の連携ニーズについてプロジェクト創出につなげる支援を行う。
- ・北海道及び札幌市・江別市・帯広市・函館市（4 市）、パートナー機関等と連携し、新たな連携ニーズを発掘し、プロジェクト化に取り組む。

## 2 研究開発基盤の拡充支援

### 2-1 北海道食品機能性表示制度（ヘルシーD○）の普及啓発等支援

#### (1) これまでの経過

平成 25 年度にスタートした本制度は、平成 29 年度末までに道庁が全 10 回の申請を受け付け、累計 50 社 98 商品を認定している。

#### (2) 取組内容

##### ①考え方

当機構が担う「機能性素材データベースの管理」、「企業の参入要望の把握」、「認定商品の販路開拓支援」、「本制度の認知度向上対策」の 4 つの業務について、引き続き推進する。

##### ②具体的な取組内容

平成 30 年度は、本制度の認知度向上並びに認定商品数の増加を目指し、「制度の普及啓発活動と販路拡大につながる支援」について重点的に取り組む。

## 2-2 食品試作・実証・製造プラットフォームの利用促進と運営

### (1) これまでの経過

平成25年に北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）、北海道立総合研究機構（道総研）、当機構が連携し、食に係わる相談窓口を設け、商品の試作やOEMが受託可能なパートナー企業等を紹介する「食品試作・実証・製造プラットフォーム」を構築した。

### (2) 取組内容

企業間のマッチングを一層充実し、互いの得意分野を活かした新商品開発を支援する。

## 3 輸入代替事業等への支援

### 3-1 植物工場クラスターの形成支援

#### (1) これまでの経過

当機構と生産者・民間企業等で組織する北海道次世代施設園芸コンソーシアム（事務局：当機構）は、輸入代替の取組みの一環として平成26～28年度でイチゴの大規模植物工場（次世代施設園芸北海道拠点）整備支援を行い、ロードマップ「STEP1」の「植物工場のビジネスモデルの確立」を実現した。

平成29年度は、ロードマップ「STEP2」に掲げる「新規参入の加速化」に向け、農林水産省の次世代施設園芸拡大支援事業（次世代施設園芸地域展開促進事業）を活用して、新たに当機構と生産者、農業・研究団体等で組織する北海道次世代施設園芸地域展開コンソーシアムを設立し、次世代施設園芸の全道的な展開に向けた取組みを開始した。

【植物工場クラスターのロードマップ】

STEP1 (H26～H28年度)	採算性のある植物工場ビジネスモデルを確立する
STEP2 (H29年度～)	植物工場クラスターへの新規参入を加速化する。
STEP3	植物工場クラスターモデルを確立し、輸出する。

## (2) 取組内容

### ①考え方

植物工場クラスターモデルを確立するためには、選果・加工・物流・研究等の新規参入企業等の誘致とともに起点となる生産性の高い次世代施設園芸の全道的な展開も重要であり、これまで得られた知見や先進技術等について企業や生産者等への情報発信活動等を通じて、新規参入及び生産性の高い施設園芸への転換を促進していく。

### ②具体的な取組内容

平成 29 年度に引き続き、農林水産省の次世代施設園芸拡大支援事業（次世代施設園芸技術習得支援事業）を活用し、北海道次世代施設園芸地域展開コンソーシアムとして、これまで得られた知見等についてイベントやフォーラム等での情報発信、施設園芸先進技術等の情報収集、研修等での普及活動等に取り組む。

#### a 新規参入及び生産性の高い施設園芸への転換促進の検討

関係者による検討会等において、生産性の高い次世代施設園芸要素技術等の普及に向けた取組計画の企画・立案・検討等を行なう。

#### b 知見等の情報発信・情報収集・研修等での普及活動

これまで得られたいちごの栽培技術のほか高度環境制御技術や省力化技術を採用している次世代施設園芸北海道拠点をはじめ道内の主な大規模施設園芸について、生産者や道内施設園芸への参入希望企業等に紹介するとともに、新たな先進技術等の情報収集と展開・普及を図る。

- ・ 知見等の情報発信（イベント等でのPR活動など）
- ・ 情報収集（要素技術の収集・普及のための施設園芸先進地等調査など）
- ・ 北海道養液栽培研究会が主催するフォーラム、栽培技術講習会等の開催協力と知見等の普及活動。

## 4 輸出拡大に向けた商流・物流の構築・拡充への支援

### 4-1 東アジア・東南アジア

#### (1) これまでの経過

輸出拡大の取組みを実施したことにより、知識・情報・ノウハウ・ネットワークが蓄積され、それらを活用して、次の1)～3)に取り組んできた。

- 1) 個別の輸出支援を通じた「新規の商流・物流の構築」
- 2) 既に構築された商流・物流を活用した「新たな取引先の発掘」、「既存取引先における取扱数量の増大及び新たな商品の取扱い」
- 3) 輸出に関する課題等の把握及びその解決

その結果、現地との商流・物流が構築され、商談会以外でも輸出商品の提案が随時可能となったとともに、現地からの商品提案依頼も増えてきた。

## (2) 取組内容

### ①考え方

平成 29 年度の活動で得られた成果を踏まえて、平成 30 年度も引き続き以下のとおり実施する。

- ・国内外の関係機関との連携・協力を通じて、商流・物流の構築・拡充による新たな輸出市場の創出及び拡充の推進、輸出に意欲のある企業及び商品の発掘、商談等支援の実施、輸出に関する課題等の把握及びその解決を図ることで、輸出実績を更に拡大していく。
- ・輸出支援業務マニュアルを整備する。

### ②具対的な取組内容

食ビジネスやマーケットに精通した専門家(コーディネーター)を配置して、次の a～d を実施する。

- a 新たな輸出市場の創出（輸出先、輸出商品の発掘）及び拡充
  - ・東南アジア(ASEAN)：タイ、シンガポール、マレーシア 等
  - ・東アジア(中国語圏)：台湾、香港
- b 輸出案件の発掘及び商談等支援
- c 輸出に関する課題等の把握及び解決へ向けた支援
- d 食産業事業者との連携

## 4-2 中東イスラム圏（アラブ首長国連邦(UAE)）

### (1) これまでの経過

現地での商談会・プロモーション等の開催を通じて、道産食品の PR と商談を進めてきたが、商流・物流の構築までには至らなかったため、牛肉以外の食品は、継続的な取引につながってこなかった。

平成 29 年度は、この現状を踏まえ、新たな道内企業・輸出食品の発掘を進めるとともに、新たな商流の構築、新たな物流の検討・検証を実施した。

## (2) 取組内容

### ①考え方

平成 29 年度の活動で得られた成果を踏まえて、平成 30 年度も引き続き以下のとおり実施する。

- ・国内外の関係機関との連携・協力を通じて、輸出に意欲のある企業及び商品の発掘、商談支援等の実施、商流・物流の構築・拡充、輸出に関する課題等の把握及びその解決を図ることで、輸出実績を更に拡大していく。

- ・道内貿易商社等への輸出業務ノウハウの移管に向けて、輸出業務マニュアルの整備を進めていく。

## ②具体的な取組内容

コーディネーターを配置して、次の a～d を実施する。

- a 商流の構築・拡充
- b 物流コストの低減に向けた検討
- c 牛肉等の輸出に関する諸課題の解決
- d 輸出業務ノウハウの移管

## 5 業務等の見直し

### (1) これまでの経過

社員（北海道・札幌市・江別市・帯広市・函館市・北海道経済連合会）による「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の今後の事業展開検討委員会」（平成26年10月29日設置）において、当機構のあり方について、平成28年12月、下記の事項が合意された。

- ・関係団体等と連携しながら取組みを実施する。
- ・特区3エリア（札幌・江別エリア、帯広・十勝エリア、函館エリア）、北海道及び札幌市・江別市・帯広市・函館市（4市）との連携を強化した取組みを推進する。
- ・当機構の知識・経験、ノウハウ、知見、ネットワーク等をデータベース化、マニュアルを整備することや業務連携等によりそれらの移転を図り、業務の関係団体等への移管や自走化を推進する。
- ・平成30年度に抜本的な見直しを検討する。

### (2) 取組内容

#### ①考え方

フード特区の計画期間が終了する平成33年度を展望して、当機構の今後のあり方、業務の見直し、移管の進め方等について検討する

#### ②具体的な取組内容

- ・社員及び当機構の7者で構成する「あり方検討会議（仮称）」を設置し、検討を進める。
- ・移管に向けて関係団体等との連携を強化するとともに、マニュアルを整備する。



### Ⅲ フード特区の統括・管理（マネジメント）

#### （１）特区制度に基づく優遇措置の活用促進

- ・特区制度に基づく優遇措置（規制緩和・税制支援・金融支援・財政支援）の認知度を向上させ、活用促進を図るため、各種セミナー・説明会等の機会を利用して優遇措置の普及啓発に取り組む。

#### （２）広報・賛助会員への対応

- ・会員の増加を図るため、ホームページやセミナー・説明会等を活用したPRやパンフレットの提供等、情報発信・情報提供を強化する。
- ・賛助会員等を対象として当機構の活動を報告する「業務説明会」を実施する。

#### （３）連携事業

- ・北海道及び札幌市・江別市・帯広市・函館市（４市）と連携事業を実施する。

#### （４）要望活動・会議参画等

- ・事業の効果的な推進を図るため、北海道経済連合会と連携して、国や北海道に対して要望活動を行う。
- ・関係機関の会議等に参画し情報交換等を行う。